



立ち座りが楽になった。  
階段が楽に昇れるようになった。  
(参加者の声)

## 各地区いきいき百歳体操

(R6.3.31 現在)

週1回、区の主催により、地域の集会所等で「いきいき百歳体操」が行われています。いきいき百歳体操は、**おもり**を使いながら筋肉を増やし、動きやすくなるための体操です。椅子に座って、ゆっくり無理なくできるので、シルバーカーや杖が必要な方にもお勧めです。また、若い人にも筋トレは、有効です。

### ●実施地区

	場 所	対象地区	開催曜日	開始時間
大崎地区	山尻老人集会所	山尻	金曜日	13:00~
	東原下老人集会所	東原下	木曜日	13:30~
	原下集会所	原下・山尻	火曜日	10:00~、13:30~
	本郷老人集会所	本郷	火曜日	13:30~
	片浜老人集会所	片浜	月曜日	13:30~
	大西老人集会所	大西	木曜日	13:30~
	向山老人集会所	向山	水曜日	13:30~
	瀬井集会所	瀬井	火曜日	13:30~
	西野公民館	原田	火曜日	13:30~
	大串老人集会所	大串	木曜日	13:30~
東野地区	外表区伝承館	外表	土曜日	13:00~
	鮎崎老人集会所	鮎崎	月曜日	13:30~
	垂水老人集会所	垂水	火曜日	13:30~
	古江老人集会所	古江	火曜日	13:30~
	盛谷老人集会所	盛谷	木曜日	13:30~
	白水老人集会所	白水	火曜日	13:30~
	小原老人集会所	小原	月曜日	9:30~
	上組老人集会所	上組・下組	土曜日	13:30~
	矢弓老人集会所	矢弓	土曜日	13:00~
	大田老人集会所	大田	土曜日	13:30~
木江地区	脇之浦集いの館	脇之浦	月曜日	13:00~
	岩白会館	岩白	木曜日	13:30~
	宇浜地域集会所	宇浜	火曜日	13:30~
	木江会館	郷	水曜日	13:30~
	天満地域集会所	天満	木曜日	13:30~
	天寿会館	野賀	日曜日	13:30~
	上の谷集会所	上の谷	土曜日	13:30~
	沖浦漁村センター	中浜	木曜日	13:30~
	木越会館	木越	木曜日	13:30~
	農業開発センター	三里浜	木曜日	13:30~
明石会館	向浜・本浜・岡部	土曜日	9:30~	

お問い合わせは

## 大崎上島町 福祉課

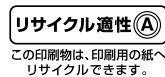
〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江4968(大崎上島町役場木江支所内)

TEL 0846-62-0301 FAX 0846-62-0304

- 高齢者福祉全般に関することは…福祉指導係まで
- 介護保険全般に関することは……介護保険係まで

メールアドレス fukushi01@town.osakikamijima.lg.jp

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



禁無断転載©東京法規出版  
KG012830-1674604

あなたの笑顔を支える

# 介護保険



大崎上島町

# もくじ

## 令和6年度 介護保険改正のポイント

### 令和6年4月から

- **令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました →P8**  
これまでと比べて多段階の設定となったことで、より所得に応じた介護保険料になりました。
- **介護予防ケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼できるようになりました →P17**  
地域包括支援センターだけでなく、指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。  
※介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスのみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- **福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（借りる、または購入）を選択できるようになりました →P22**  
借りる期間が長期間になる場合は、購入した方が金額を抑えられることがあります。購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。  
選択制の対象福祉用具は次の通りです。  
●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉杖を除く）と多点杖  
利用方法の選択については、福祉用具専門相談員などに対して、利用者が選択できることについてメリットおよびデメリットを含め十分に説明することや、選択に当たって必要な情報を提供するなどして提案を行うことを義務付けています。
- **介護報酬が改定されました（一部のサービスについては6月から） →P18**  
それにともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、6月1日に改定されます。

### 令和6年8月から

- **介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります →P26**  
施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点から、居住費等の基準費用額が変わります。

介護保険のしくみ ..... 4

介護保険の保険証 ..... 6

介護保険料 ..... 7

利用者の負担 ..... 11

利用の手順 ..... 14

ケアプランの作成 ..... 16

利用できるサービス ..... 18

●在宅サービス ..... 18

●施設サービス ..... 24

●地域密着型サービス ..... 27

●介護予防・日常生活支援総合事業 ..... 30

事業者一覧・マップ ..... 38

●大崎上島町内の介護サービス事業者一覧 ..... 38

●事業者マップ ..... 39

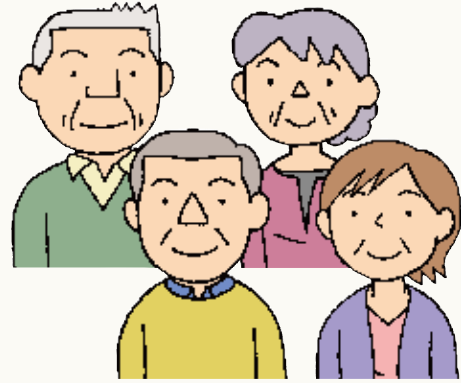


# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんが被保険者となって介護保険料を納め、介護が必要になったときには費用の一部を支払うことで介護保険のサービスを利用できるしくみです。

## 40歳以上の人（被保険者）

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するために要介護認定の申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担を支払います。



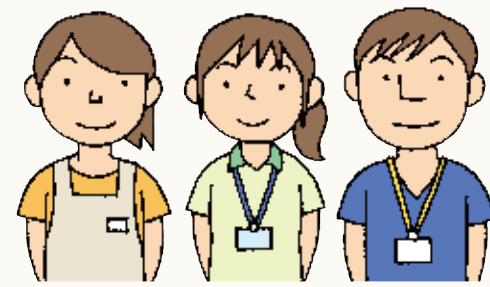
## 市区町村（保険者）

- 介護保険制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスの確保や整備をします。



## サービス事業者

- 都道府県などの指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などがサービスを提供します。



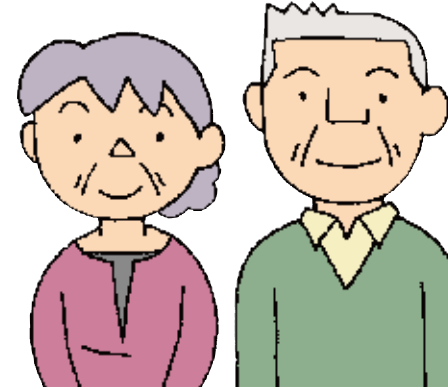
● 介護報酬の支払い

● 介護報酬の請求

介護保険制度の加入に手続きは必要ありません。40歳になると自動的に被保険者になり、65歳になると第1号被保険者に切り替わります。

## 65歳以上の人

### 第1号被保険者

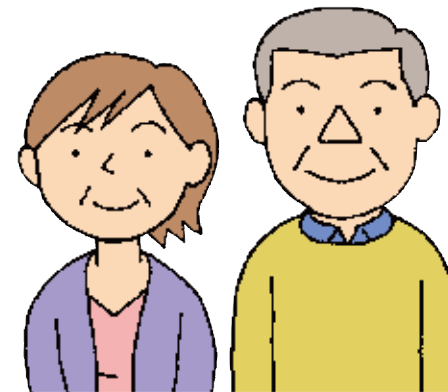


介護や支援が必要になったときに、市区町村の認定を受けてサービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者の不法行為が原因で介護保険を利用する場合は、市区町村へ届け出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へご連絡ください。

## 医療保険に加入している40～64歳の人

### 第2号被保険者



特定疾病により介護や支援が必要になったときに、市区町村の認定を受けてサービスが利用できます。

交通事故や転倒などが原因の場合は、介護保険は利用できません。

**特定疾病** 加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病

- **がん**  
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **脊髄小脳変性症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **脊柱管狭窄症**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**

# 介護保険の保険証

介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

**65歳以上の人（第1号被保険者）**… 65歳に到達する月に交付されます。

**40～64歳の人（第2号被保険者）**… 認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	性 別
交付年月日	年 月 日
保険者番号並び印	

● 保険証の番号を確認しましょう。

● 住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

● 裏面の注意事項をよく読みましょう。

保険証は、サービスを利用するときなどに欠かせないものです。大切に扱きましょう。



※市区町村によって保険証の様式が異なる場合があります。

要介護状態区分等	認定された要介護状態区分等
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	市区町村が認定した年月日など
認定の有効期間	認定の有効期間
居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)	居宅サービス等の1か月に利用できる上限
認定審査会の意見サービスの指定	市区町村によって個別のサービスの上限を設定しない場合はこの欄はありません

● 利用できるサービスの指定がある場合に記載（指定がある場合、そのサービス以外の給付は受けられません）

給付制限	内容	期間
	開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
	開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
	開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日	年 月 日
	届出年月日	年 月 日
	届出年月日	年 月 日
介護保険施設等	種類	入所等年月日 退所等年月日
	種類	入所等年月日 退所等年月日
	種類	入所等年月日 退所等年月日

● 保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載

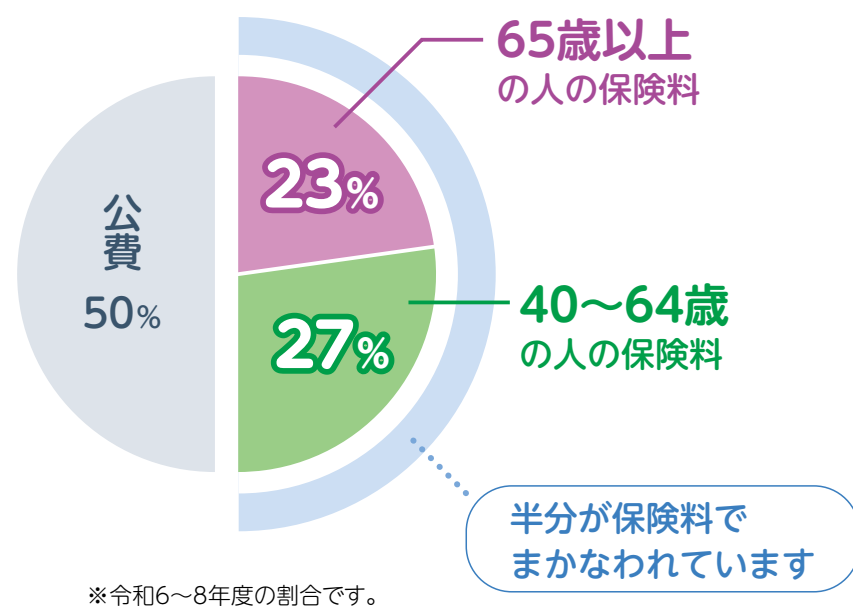
● ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等を記載

● 施設サービス等を利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日を記載

# 介護保険料

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 介護保険の財源構成（利用者負担分は除く）



※令和6～8年度の割合です。



## 40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

40～64歳の人々の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まります。医療保険料と合わせて納めます。

### 国民健康保険に加入している人

**決まり方** 国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決まります。

**納め方** 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

### 職場の医療保険に加入している人

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

**決まり方** 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決まります。

**納め方** 医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。



## 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料 令和6~8年度

**決まり方** 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況および所得に応じて個人ごとに決まります。

基準額…保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに、介護保険給付にかかる費用や65歳以上の人数などから算出します。

令和6年4月から 介護保険料が決まりました。

	対象者	割合	年額保険料(円)
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.455	36,254
		(基準額×0.285)	(22,709)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.685 (基準額×0.485)	54,581 (38,645)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.690 (基準額×0.685)	54,979 (54,581)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	71,712
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額×1.00	79,680
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	95,616
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	103,584
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	119,520
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	135,456
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	151,392
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	167,328
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	183,264
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	191,232

※第1~3段階の( )は、公費による負担軽減後の金額です。

●**老齢福祉年金** 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

●**課税年金収入額** 国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

●**合計所得金額** 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1~5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

## 介護保険料の納め方

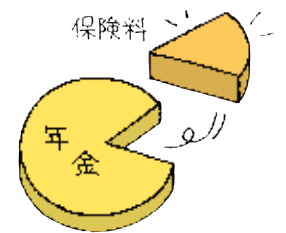
受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月※)の分から、原則として年金から納めます。なお、納め方は法律で決まっているため、選ぶことはできません。

※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日になります。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

### 特別徴収 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円以上の人

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

●前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮に算定された保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します(本徴収)。



■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 65歳(第1号被保険者)になった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

### 普通徴収 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円未満の人

町から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

■**口座振替がおすすめです!**

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、町指定の金融機関で手続きをしてください。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

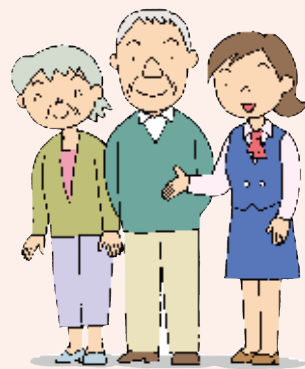
※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。



## 65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

- 例** 10月1日生まれ → 9月分から  
10月2日生まれ → 10月分から



### ●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

### ●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

〈例：10月2日生まれの人の場合〉

65歳

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4～9月分は、年度末までの納期に分けて加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、翌年2月（第8期）までの納期に分けて、納付書で納めます。

## 保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。

**納期限を過ぎると** 督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

**1年以上滞納すると（納期限から1年経過）** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

**1年6か月以上滞納すると（納期限から1年6か月経過）** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてられる場合があります。

**2年以上滞納すると（納期限から2年経過）** サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

### やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

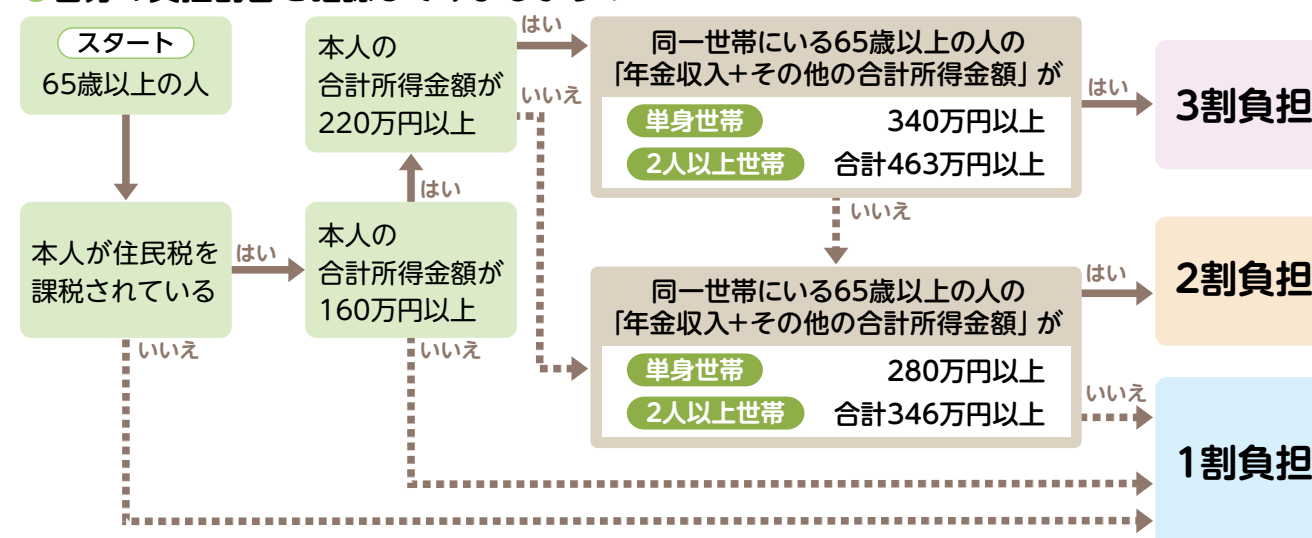
災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口にご相談ください。

## 利用者の負担

サービスを利用したら、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。利用者負担の割合は、所得等により決まります。

<b>3割</b>	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
<b>2割</b>	「3割」に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
<b>1割</b>	上記以外の人 (住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担)

### ●自分の負担割合を確認してみましょう！



## 介護保険負担割合証

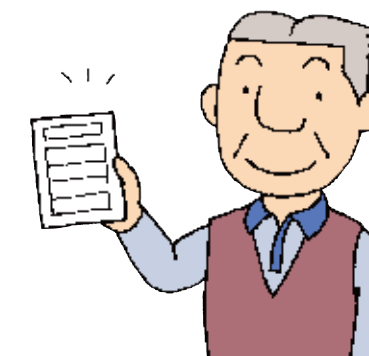
介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

利用者負担の割合が記載されています。介護保険で認定を受けた人などに、一人1枚交付されます。適用期間は8月1日～翌年7月31日で、毎年交付されます。

サービスを利用するときなどに、保険証と一緒に提示します。

住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう。

利用者負担の割合（1割、2割、3割のいずれか）が記載されています。





## 在宅サービスの費用

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる限度額（支給限度額）が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担はサービス費用の1割、2割、または3割です。限度額を超えて利用した場合は、超えた分が全額利用者の負担になります。

### ◆おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



※上記の支給限度額は標準的な地域のもので、地域差は勘案していません。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

### 例 要介護1の人が1か月に20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



### 支給限度額が適用されないサービス

※内容によっては支給限度額が適用される場合もあります。

#### 要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

#### 要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

## 負担が高額になったとき

### ●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

### ◆利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分		上限額(月額)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等		世帯 24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者		個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		世帯 15,000円

●市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

### ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

### ◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

# 利用の手順

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターに相談しましょう。

## 1 相談します

まず、地域包括支援センターに相談しましょう。必要な介護や支援の度合い（要介護状態区分）によって、利用できるサービスが異なります。

介護サービス、  
介護予防サービスの  
利用を希望する  
場合は…

介護予防・生活支援サービス事業の  
利用を希望する場合は…

P30へ

地域包括支援センターで、基本チェックリストを受けます。その結果により、利用できるサービスが異なります。  
基本チェックリストを受けた後でも、必要と思われる場合は要介護認定の申請を案内します。

## 2 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市区町村の窓口にて要介護認定の申請をします。申請は本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■ 申請には次のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です）
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証

上記以外に原則として、マイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。

## 3 認定調査が行われます

### 認定調査

市区町村の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人や家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

### 主治医意見書

本人の主治医が、介護を必要とする原因疾患など心身の状況について記入します。

## 4 審査・判定されます

認定調査の結果などから、要介護状態区分が判定されます。

### 一次判定（コンピュータ判定）

公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

### 特記事項

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

### 主治医意見書



### 二次判定（介護認定審査会）

市区町村が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決まります。



## 5 認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険の保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

### 要介護1～5

サービスの利用で生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

### 利用できるサービス

- 介護サービス

P16へ

### 要支援1・2

要介護状態が軽く、サービスの利用で生活機能が改善する可能性の高い人など

### 利用できるサービス

- 介護予防サービス
- 介護予防・生活支援サービス事業

P17へ

### 非該当

介護サービスや介護予防サービスは利用できません。

### 利用できるサービス

ただし、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合は次の事業が利用できます。

- 介護予防・生活支援サービス事業

P30へ

※65歳以上の人はだれでも利用できる一般介護予防事業もあります。くわしくは、P30へ。

## 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は、新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です。月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間です。また、認定の効力発生日は、認定申請日になります。更新認定の場合は、前回認定の有効期間満了日の翌日になります。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。



# ケアプランの作成

ケアプランとは、どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランにもとづいて介護保険のサービスを利用します。要介護1～5の人はケアプラン、要支援1・2の人は介護予防ケアプランを作成します。

ケアプランや介護予防ケアプランの相談・作成にかかる費用は、介護保険が全額負担するため、利用者の負担はありません。

## 要介護1～5の人

### 在宅でサービスを利用したい

#### ケアプラン作成を依頼

居宅介護支援事業者にケアプラン作成を依頼します。

※利用するサービスによっては、サービス事業者でケアプランを作成します。

#### ケアプランの作成

- 1 居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、本人や家族と話し合い、課題を分析して、ケアプランの原案を作成します。
- 2 ケアマネジャーを中心に、本人や家族、サービス事業者などで話し合い、原案を検討します。
- 3 話し合いをもとに原案を調整し、本人の同意を得てケアプランを作成します。

#### 在宅サービスを利用

サービス事業者と契約し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P18へ

### 施設に入所したい

#### 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込み、契約します。

#### ケアプランの作成

- 1 施設のケアマネジャーが、本人や家族と話し合い、課題を分析して、ケアプランの原案を作成します。
- 2 ケアマネジャーを中心に、本人や家族、施設のスタッフで話し合い、原案を検討します。
- 3 話し合いをもとに原案を調整し、本人の同意を得てケアプランを作成します。

#### 施設サービスを利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P24へ

### ■居宅介護支援事業者とは

ケアプランの作成や、サービスを適切に利用できるようサービス事業者などとの連絡や調整をします。また、介護保険施設の紹介や、要介護認定の申請代行もします。ケアマネジャーが所属しています。

### ■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広くを持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスをします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

## 要支援1・2の人

令和6年4月から 介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者にも依頼できます。

### 介護予防ケアプラン作成を依頼

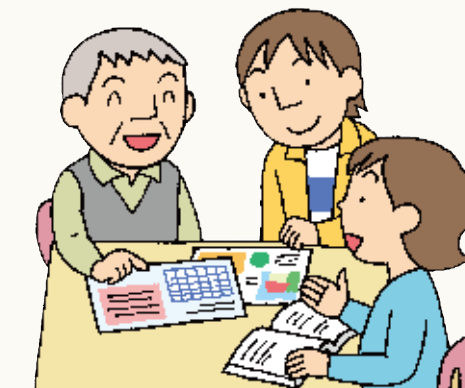
地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に連絡します。

※利用するサービスによっては、サービス事業者で介護予防ケアプランを作成します。  
※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。



### 介護予防ケアプランの作成

- 1 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者のスタッフが本人や家族と話し合い、課題を分析します。目標を決めて達成するための内容を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成します。
- 2 スタッフや本人、家族、サービス事業者などで話し合い、原案を検討します。
- 3 話し合いをもとに原案を調整し、本人の同意を得て介護予防ケアプランを作成します。



### 介護予防サービスを利用

サービス事業者と契約し、介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P18へ

### 介護予防・生活支援サービス事業を利用

必要に応じてサービス事業者と契約し、介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P31へ

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

# 利用できるサービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの内容や地域による加算、居住費等、食費、日常生活費がかかる場合があります。

令和6年4月から利用者負担のめやすが変わりました。ただし、一部のサービスは6月からの変更です。

## ● 在宅サービス

### 家に来てもらって利用する

#### 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。

##### 主なサービス内容

##### 身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- おむつの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、清拭（体を拭く）
- 通院・外出の付き添い など

##### 生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

##### ● 利用者負担のめやす

##### 要介護1～5

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円
通院等乗降介助	97円

要支援1・2の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」を利用します。くわしくはP31へ。



#### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

##### ● 利用者負担のめやす

##### 要介護1～5

1回	1,266円
----	--------

##### 要支援1・2

1回	856円
----	------



#### 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。



##### ● 利用者負担のめやす

##### 要介護1～5

1回*	307円 (令和6年6月から308円)
-----	---------------------

\*20分間リハビリテーションを行った場合。

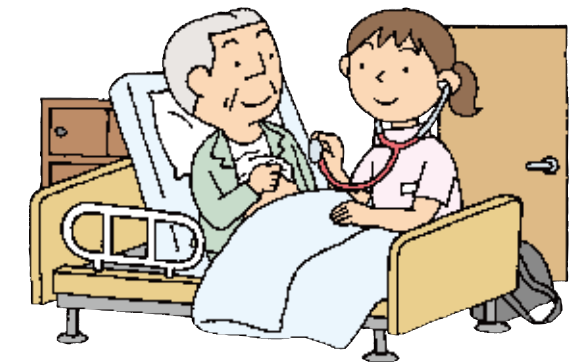
##### 要支援1・2

1回*	307円 (令和6年6月から298円)
-----	---------------------

\*20分間リハビリテーションを行った場合。

#### 訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



##### ● 利用者負担のめやす

##### 要介護1～5

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	470円 (令和6年6月から471円)
病院または診療所から (30分未満の場合)	398円 (令和6年6月から399円)

##### 要支援1・2

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	450円 (令和6年6月から451円)
病院または診療所から (30分未満の場合)	381円 (令和6年6月から382円)

#### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が難しい人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

##### ● 利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

##### 要介護1～5

医師が行う場合 (月2回まで)	514円 (令和6年6月から515円)
--------------------	------------------------

##### 要支援1・2





## 施設に通って利用する

### 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「通所型サービス」を利用します。くわしくはP31へ。

#### ●利用者負担のめやす

（通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合）

#### 要介護1～5

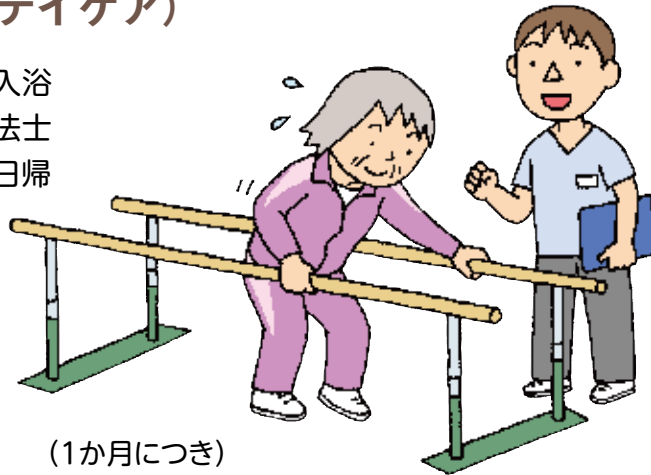
要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。



### 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援のほか、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを日帰りで行います。



（1か月につき）

#### 要支援1・2

共通的サービス

要支援1	2,053円（令和6年6月から2,268円）
要支援2	3,999円（令和6年6月から4,228円）

※送迎、入浴を含む。

選択的サービス

運動器機能向上（令和6年5月まで）	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上（I）	150円

#### ●利用者負担のめやす

（通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合）

#### 要介護1～5

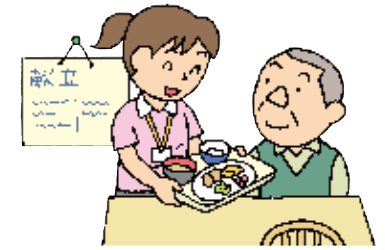
要介護1	757円（令和6年6月から762円）
要介護2	897円（令和6年6月から903円）
要介護3	1,039円（令和6年6月から1,046円）
要介護4	1,206円（令和6年6月から1,215円）
要介護5	1,369円（令和6年6月から1,379円）

※送迎を含む。

## 短期間施設に入所する

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。



#### ●利用者負担のめやす（併設型の場合・1日）

#### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

#### 要支援1・2

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

### 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所している人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練、日常生活上の支援などを行います。



#### ●利用者負担のめやす（介護老人保健施設の場合・1日）

#### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

#### 要支援1・2

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

## 入居している施設で利用する

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

#### ●利用者負担のめやす（1日）

#### 要介護1～5

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

#### 要支援1・2

要支援1	183円
要支援2	313円

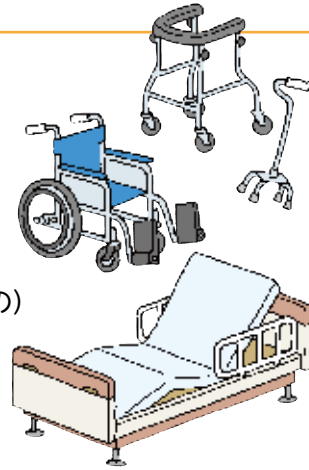


## 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りられます。

### 対象の福祉用具

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ① 車いす                | ⑧ スロープ (工事をとまなわないもの) |
| ② 車いす付属品 (電動補助装置など)  | ⑨ 歩行器                |
| ③ 特殊寝台               | ⑩ 歩行補助つえ             |
| ④ 特殊寝台付属品 (サイドレールなど) | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器        |
| ⑤ 床ずれ防止用具            | ⑫ 移動用リフト (つり具の部分を除く) |
| ⑥ 体位変換器              | ⑬ 自動排泄処理装置           |
| ⑦ 手すり (工事をとまなわないもの)  |                      |



※①～⑥、⑪、⑫は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。  
 ※⑬は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません (尿のみを吸引するものは除く)。

次の福祉用具は、**利用方法 (借りる、または購入) を選択できます。** **令和6年4月から**  
 ⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器 (歩行車を除く)  
 ⑩のうち単点杖 (松葉杖を除く) と多点杖  
 利用方法の選択については、事業所にいる福祉用具専門相談員などの説明を受けてよく検討しましょう。

### 利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額 (P11参照) が適用されます。用具の種類や事業者により金額は異なりますが、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

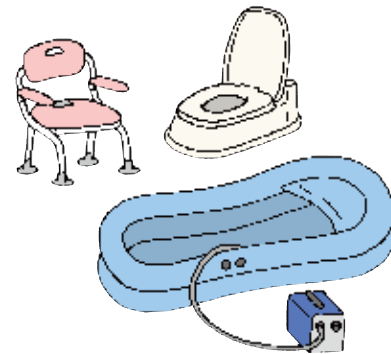
## 特定福祉用具販売

申請が必要です

都道府県等の指定を受けた事業者から福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

### 対象の福祉用具

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ① 腰掛便座            | ④ 入浴補助用具        |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑤ 簡易浴槽          |
| ③ 排泄予測支援機器        | ⑥ 移動用リフトのつり具の部分 |



次の福祉用具貸与の対象用具は、**購入して利用することもできます。** **令和6年4月から**  
 ■固定用スロープ ■歩行器 (歩行車を除く) ■単点杖 (松葉杖を除く) と多点杖

※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。  
 ※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

### 利用者負担について

いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同一年度 (4月1日～翌年3月31日) で10万円を上限に、利用者負担の割合分 (1割、2割、または3割) を除いた金額が支給されます。

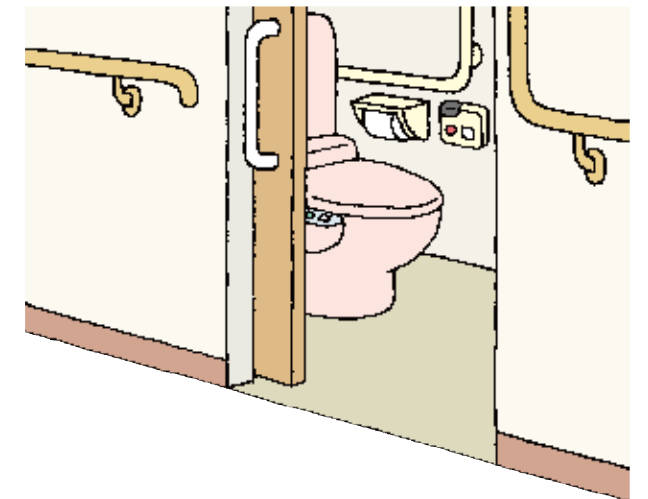
## 住宅改修費支給

事前の申請が必要です!

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

### 対象の住宅改修

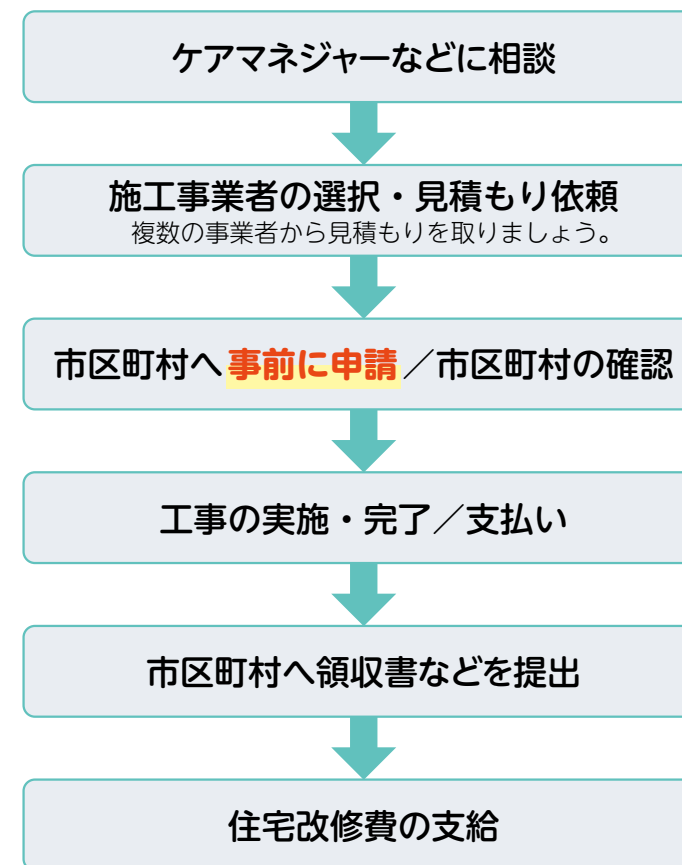
- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ その他①～⑤に伴い必要な住宅改修



### 利用者負担について

いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に、利用者負担の割合分 (1割、2割、または3割) を除いた金額が支給されます。  
 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がった場合は、再度給付が受けられます。

### 手続きの流れ



### 申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書  
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの  
写真または簡単な図を用いたもの。

### 提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書  
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類  
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。
- 住宅の所有者の承諾書  
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります。

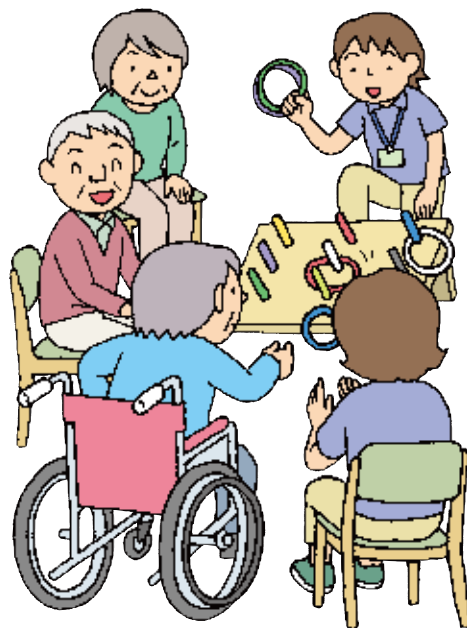


# 施設サービス (要支援1・2の人は利用できません)

## 施設に入所する

### 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話などを行います。新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。



#### ●利用者負担のめやす (30日の場合)

##### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

### 介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定し在宅復帰をめざしている人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などを行います。



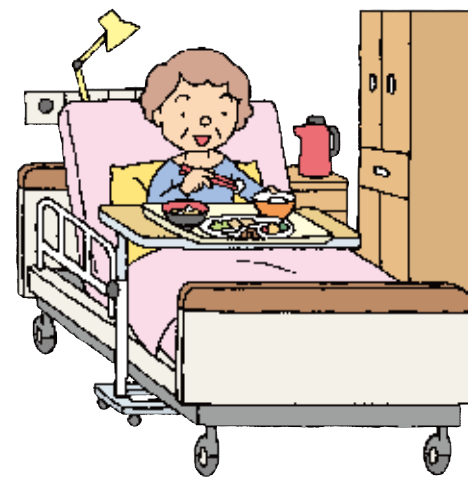
#### ●利用者負担のめやす (30日の場合)

##### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

### 介護医療院

長期療養を必要とする人に、生活の場としての機能もそなえた施設で、医療と介護を一体的に行います。



#### ●利用者負担のめやす (30日の場合)

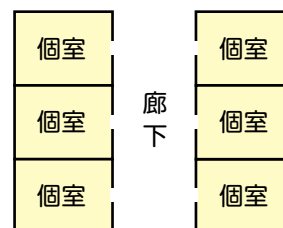
##### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

### 介護施設の部屋のタイプについて

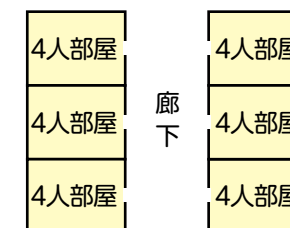
#### 従来型個室

ユニットを構成しない個室



#### 多床室

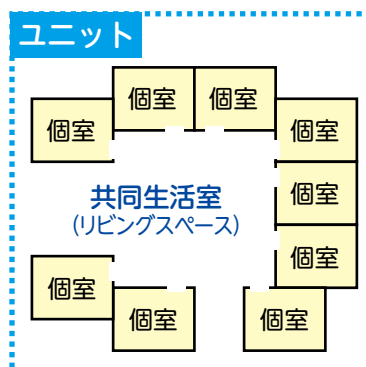
ユニットを構成しない相部屋



- 個室とは、壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋のことです。
- ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室(リビングスペース)によって一体的に構成される場所のことです。

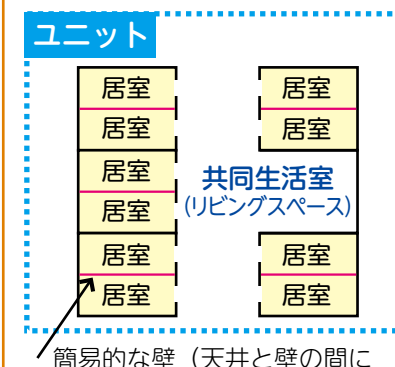
#### ユニット型個室

ユニットを構成する個室



#### ユニット型個室的多床室

ユニットを構成し、完全な個室ではない部屋



簡易的な壁(天井と壁の間に一定の隙間があっても可)



## 施設サービスの費用

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割のほかに、食費・居住費等・日常生活費が利用者の負担になります。利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

**基準費用額** 施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

- 食費：1,445円
- 居住費等：ユニット型個室2,006円 **[2,066円]**  
 ユニット型個室的多床室1,668円 **[1,728円]**  
 従来型個室1,668円 **[1,728円]**（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円 **[1,231円]**）  
 多床室377円 **[437円]**（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円 **[915円]**）

令和6年8月から 居住費の基準費用額が変わります。  
 【 】内が令和6年8月からの金額です。

### 低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。



◆負担限度額（1日あたり） 令和6年8月から 居住費の負担限度額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	利用者負担内容	食費		居住費等			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円 <b>[880円]</b>	490円 <b>[550円]</b>	490円 <b>[550円]</b> (320円) <b>[(380円)]</b>	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	390円	600円	820円 <b>[880円]</b>	490円 <b>[550円]</b>	490円 <b>[550円]</b> (420円) <b>[(480円)]</b>	370円 <b>[430円]</b>
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円 <b>[1,370円]</b>	1,310円 <b>[1,370円]</b>	1,310円 <b>[1,370円]</b> (820円) <b>[(880円)]</b>	370円 <b>[430円]</b>
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円 <b>[1,370円]</b>	1,310円 <b>[1,370円]</b>	1,310円 <b>[1,370円]</b> (820円) <b>[(880円)]</b>	370円 <b>[430円]</b>

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、( )内の金額になります。

❗ 次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の場合

② 利用者負担段階が

- 第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- 第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- 第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

## ● 地域密着型サービス （原則として、住民票がある市区町村の地域密着型サービスのみ利用できます）

### 住み慣れた地域で利用する

#### 夜間対応型訪問介護

※要支援1・2の人は利用できません。

夜間でも安心して在宅生活が送れるように、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

- 利用者負担のめやす  
 （オペレーションセンターを設置している場合）

#### 要介護1～5

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス	567円/回



#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

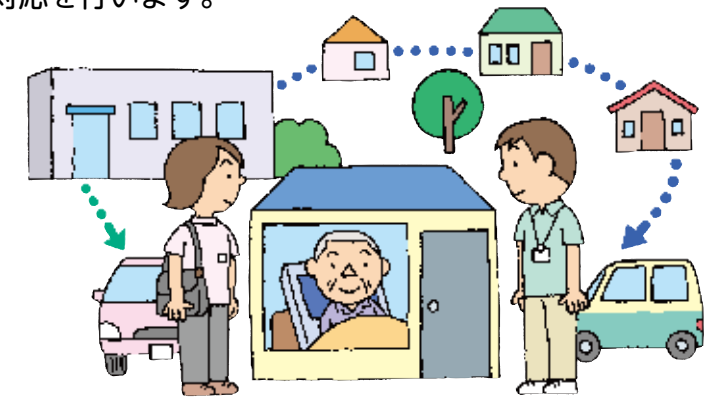
※要支援1・2の人は利用できません。

訪問介護と訪問看護が連携し、日中・夜間を通じて定期的な巡回による訪問と、通報などによる随時の対応を行います。

- 利用者負担のめやす（1か月）  
 〈一体型・訪問看護サービスを行う場合〉

#### 要介護1～5

要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円



#### 地域密着型通所介護

※要支援1・2の人は利用できません。

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

- 利用者負担のめやす  
 （7時間以上8時間未満の場合）

#### 要介護1～5

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円





## 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせた多機能なサービスを行います。

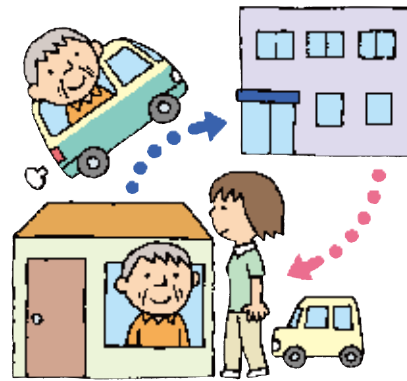
### ●利用者負担のめやす (1か月)

#### 要介護1～5

要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

#### 要支援1・2

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円



## 看護小規模多機能型居宅介護

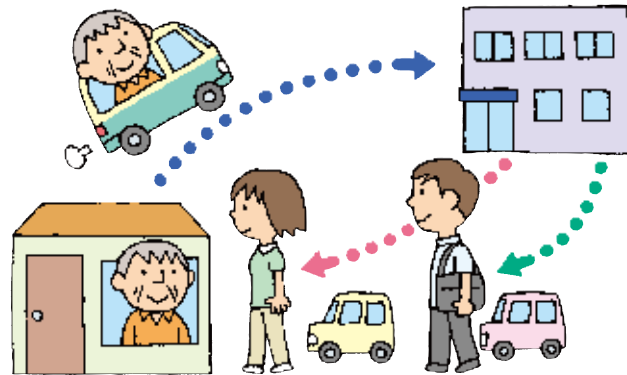
※要支援1・2の人は利用できません。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護を行います。

### ●利用者負担のめやす (1か月)

#### 要介護1～5

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円



## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

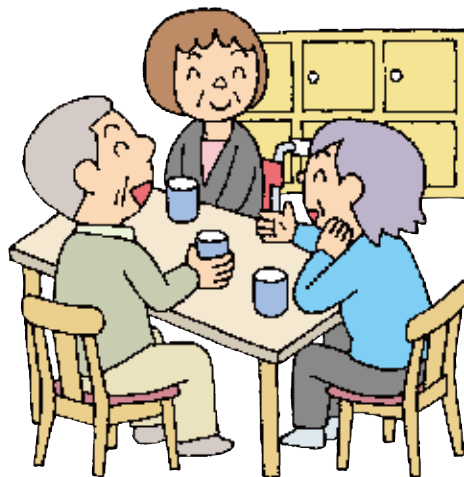
※要支援1・2の人は利用できません。

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

### ●利用者負担のめやす (1日)

#### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	600円	600円	682円
要介護2	671円	671円	753円
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円



## 地域密着型特定施設入居者生活介護

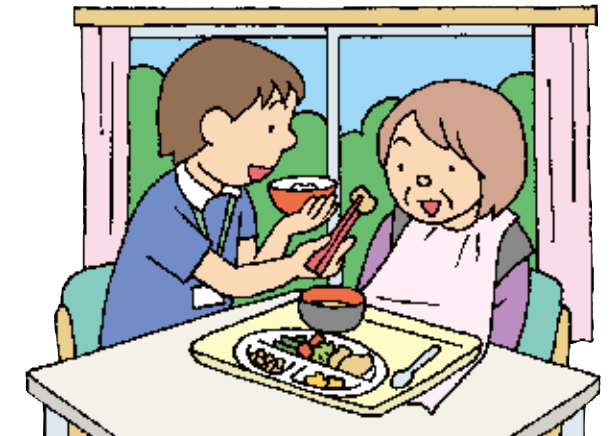
※要支援1・2の人は利用できません。

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居している人に、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

### ●利用者負担のめやす (1日)

#### 要介護1～5

要介護1	546円
要介護2	614円
要介護3	685円
要介護4	750円
要介護5	820円



## 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練など専門的なケアを日帰りで行います。

### ●利用者負担のめやす (単独型・7時間以上8時間未満の場合)

#### 要介護1～5

要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

#### 要支援1・2

要支援1	861円
要支援2	961円



## 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

※要支援1の人は利用できません。

認知症の人を対象に、共同生活する住宅で食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

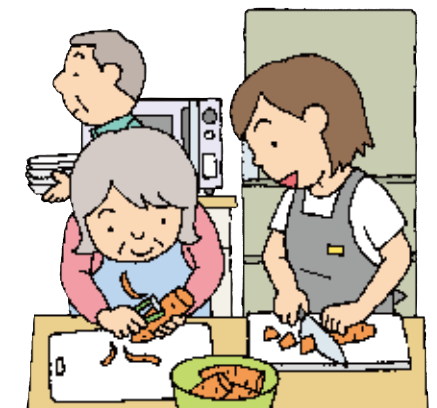
### ●利用者負担のめやす (ユニット数1の場合・1日)

#### 要介護1～5

要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

#### 要支援2

要支援2	761円
------	------



# ● 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた介護予防のためのサービスを利用することができます。

● 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市区町村ごとに異なります。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

### 介護予防・生活支援サービス事業

#### 対象者

#### ● 要支援1・2の人

※一定の条件を満たした場合に、要介護1～5の人でも介護予防・生活支援サービス事業を利用できる場合があります。

#### ● 介護予防・生活支援サービス事業対象者

(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

- 40～64歳の方は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

### 一般介護予防事業

#### 対象者

#### ● 65歳以上のすべての人

※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。



#### ● 基本チェックリスト

基本チェックリストとは、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、<sup>こころ</sup>口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。

#### ● 生活機能

人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。

## 介護予防・生活支援サービス事業

### 訪問型サービス

#### 介護サービス事業者による、介護予防訪問介護と同様のサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

#### 民間企業・ボランティアなどによる多様なサービス

- 掃除・洗濯・ゴミ出しや布団干しなどの生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、移動支援や移送前後の生活支援 など



### 通所型サービス

#### 介護サービス事業者による、介護予防通所介護と同様のサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

#### 民間企業・ボランティアなどによる多様なサービス

- 自主的な通いの場でのミニデイサービス、レクリエーション活動、体操・運動の活動など
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス など



### その他の生活支援サービス

- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の連絡
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの）



### 一般介護予防事業

#### ● 介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

#### ● 介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

#### ● 地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

#### ● 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

### 「フレイル」に注意しましょう

外出を控えがちな生活が続くと、筋力や心身の機能の低下した状態（フレイル）になる恐れがあります。無理のない運動を毎日の生活に取り入れましょう。

簡単な体操を視聴できるウェブサイトへ接続します。





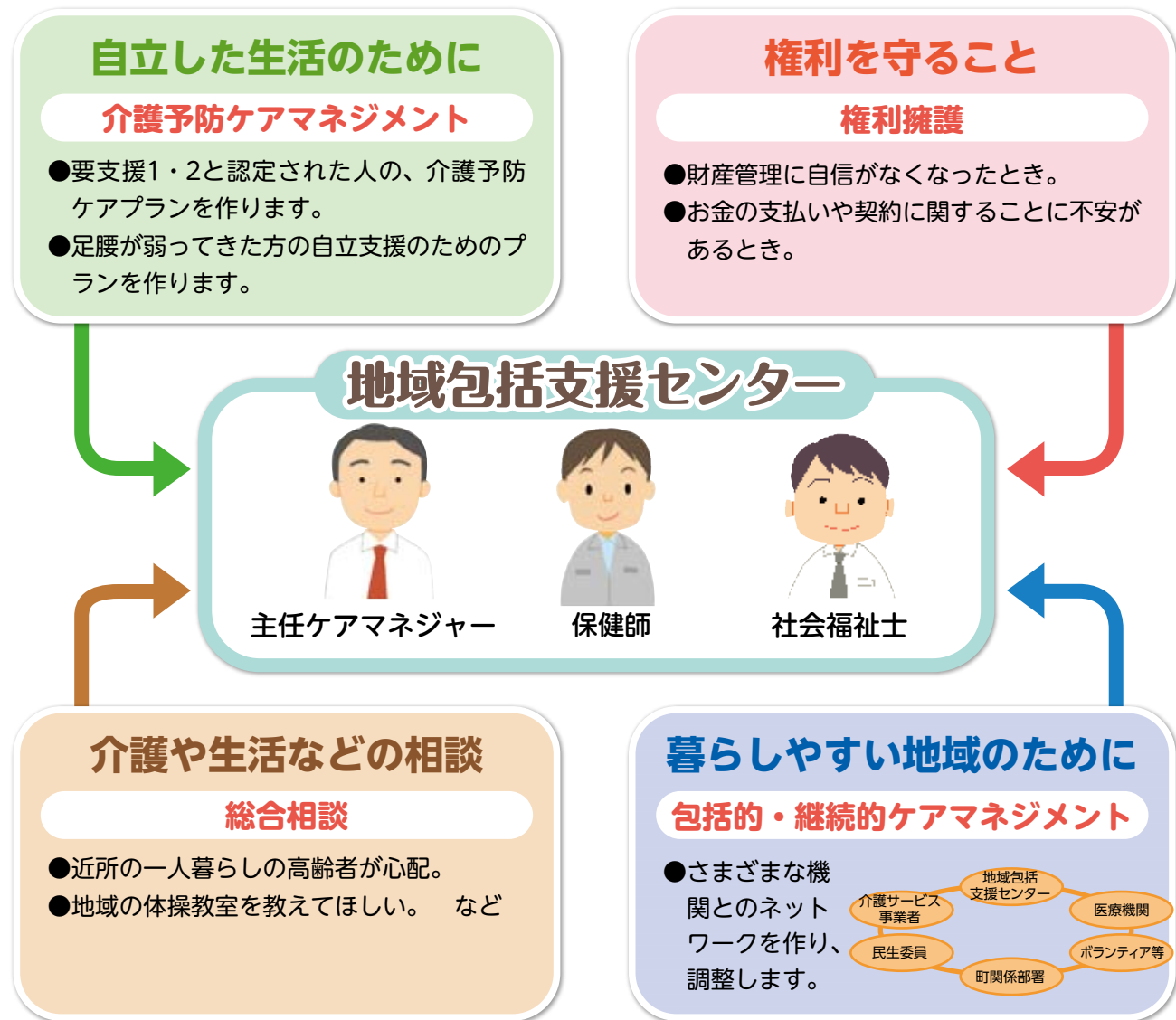
# 高齢者の介護、健康、暮らしなどの心配事や相談は 大崎上島町地域包括支援センターへ

**場所** 木江保健福祉センター内

**電話** 67-0022

**FAX** 62-0816

受付時間(平日) 8:30~17:15



大崎上島町地域包括支援センターの他に、相談窓口として下記の社協や在宅介護支援センターがあります。地区担当はありませんので、ご利用しやすいところでご相談ください。

事業所名	所在地	電話	FAX
大崎上島町社協	木江5-9(木江保健福祉センター内)	62-1718	62-0816
おおさき	中野5522-36	67-5030	67-5031
みゆき	東野2701(みゆき内)	65-3980	65-3972

## 介護予防事業等

### 介護予防・日常生活支援総合事業

#### ●介護予防・生活支援サービス事業

#### 短期集中生活機能向上リハビリ教室(通所型サービスC)

リハビリ等の専門職が大崎上島開発総合センターで、生活機能を改善するための運動、栄養、お口のトレーニングなどのリハビリプログラムを短期(3か月)集中的に行い、「今まで出来ていたけど最近出来なくなった」「行うことをやめた」事が再び行えることを目標にします。

**対象者** 基本チェックリストの運動機能5項目中、3項目以上該当する方で、デイサービスを利用していないか、デイサービスを卒業する目標がある方。

**利用料** 200円  
(一定以上の所得の方  
400円又は600円)

**問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301

#### ●一般介護予防事業

#### 高齢者世帯等巡回相談員派遣事業(地域介護予防活動支援事業)

在宅の70歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯等で希望される世帯を週1回程度相談員が訪問し、安否確認を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ります。



**相談員数** 46名 **問い合わせ先** 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

#### いきいき百歳体操の普及、啓発、支援(地域リハビリテーション活動支援事業)

地域住民が主体となり、筋力の保持・向上に必要な運動を行い、自立した生活を目指します。いきいき百歳体操の立ち上げを考えている方はご相談ください。5人以上の方が集まれば、体操立ち上げの支援を行います。

※いきいき百歳体操の実施会場は裏表紙をご覧ください。

**問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301

## 生活支援サービス

### 高齢者を支える、ええ島づくりの推進事業

高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう支援します。

#### ●生活支援サービス

#### 社協ふれあいサービス

**対象者** 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等

**会場** 東野保健福祉センター

**内容** 送迎、血圧測定、昼食、生活動作訓練など

**利用料** 1回1,450円

**問い合わせ先** 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

#### 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行い、要介護状態への進行を予防します。

**対象者** 65歳以上の高齢者で、要介護認定又は要支援認定を受けていない者、基本的な生活習慣が欠如していたり社会適応が困難な方

**負担額** 1日2,500円

**問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301

## 生活支援サービス

### 社協福祉用具貸出事業

急なご病気やケガなどで福祉用具（介護用ベッド、車いす等）を必要とする方に、福祉用具を貸し出す事業を行っています。

**対象者** 高齢者や障がいのある方に限らず、在宅生活を営むのに一時的に福祉用具を必要とする方 **利用料** 原則、無料（但し、ベッドの貸出においては、返却時クリーニング代の負担あり）

**問い合わせ先** 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

### いきいき配食サービス事業

**対象者** 食事作りにお困りの病弱な方（おおむね65歳以上の方） **利用料** 1食 620円～720円

**問い合わせ先** 在宅介護支援センターみゆき TEL.65-3980  
特別養護老人ホーム 大崎荘 TEL.63-1112



### 配食サービス事業

火の管理や栄養管理に不安のある在宅高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供することにより自立を促し、あわせて安否確認を行います。

**対象者** 単身世帯又は高齢者世帯で、要介護（要支援）認定又は事業対象者又は障がい者等であって調理が困難で、家族等からの援助が受けられない方

**利用回数** 大崎荘は1日1回まで（昼食のみ）  
みゆきは1日1回まで（昼食と夕食のどちらか）

**問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301

**利用料** 1食 520円

### 外出支援サービス事業

要介護認定者、障がい者等を移送用車輛で町内及び町外の医療機関等へ送迎します。

**対象者** 単身又は高齢者のみの世帯で、要介護（要支援）認定者、事業対象者又は障がい者等であって、公共交通機関の利用が困難で、かつ家族からの送迎を受けられない方 **利用料** 町内 600円（往復）  
町外 実費+1,000円（4時間未満）、  
実費+2,000円（4時間以上）

**利用回数** 週3回まで **問い合わせ先** 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718  
町福祉課 TEL.62-0301



### 生活支援・福祉サービス

### 緊急通報システム事業（あんしん電話）

自宅に緊急通報と安否確認の端末機を設置して、端末機のボタンを押すと相談センターにつながり、緊急時や相談に対応します。また、センターでは2ヵ月に1回の電話による元気コール等で安否や生活状況の確認を行います。

**対象者** 70歳以上の一人暮らし高齢者で日常生活に注意を要する方、又は高齢者のみの世帯でどちらか一方が寝たきり若しくは認知症の状態にあり、かつ他方が心疾患、脳卒中により日常生活に注意を要する方又は重度障がい者で一人暮らしの方

**負担金** 無料 **問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301

### 日常生活用具給付・貸与

65歳以上の一人暮らし高齢者等で、要介護認定者や認知症等により配慮が必要な方に、電磁調理器や火災報知器、自動消火器などの日常生活用具の給付・貸与を行っています。

**負担金** 所得によって決定 **問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301

## 高齢者の見守り・介護を支えるサービス

### 介護を支えるサービス

### 介護用品支給事業

**対象者** 町民税非課税世帯で要介護4または要介護5と認定されている在宅の高齢者を介護している同居家族 **助成額** 1人あたり年額75,000円を上限として現物を支給

**対象品目** 紙おむつ、尿取りパッドなど

**問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301

### 家族介護慰労事業

**対象者** 町民税非課税世帯で過去1年間介護保険サービスを受けていない要介護4または要介護5と認定されている在宅の高齢者を介護している同居家族 **支給額** 高齢者1人に対し、年額10万円

**問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301



### 家族介護者交流支援事業（在宅介護者家族会）

在宅で高齢者を介護されているご家族（介護者）を対象に、心身のリフレッシュを目的とした交流会を行います。

**対象者** 要介護高齢者を介護している方、又は介護されていた方 **会場** 大崎老人福祉センター「すまいるーむ」

**開催日時** 4月・7月・10月・1月の第3金曜日  
午後1時30分～午後3時

**問い合わせ先** 大崎上島町社協居宅介護支援事業所 TEL.62-1255



### 認知症の人と家族の会

**対象者** 認知症状のある方や在宅で介護されている方、もしくは介護されていた方 **会場** オレンジハウス

**開催日時** 毎月第4金曜日午前9時30分～午前11時30分

**問い合わせ先** 大崎上島町地域包括支援センター TEL.67-0022

### 生活支援体制づくり

### 生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域資源の開発やネットワーク化を行い、高齢者を地域で支える取り組みの支援を創出します。

**問い合わせ先** 町福祉課 TEL.62-0301



## 高齢者の見守り・介護を支えるサービス

### ● 認知症高齢者対策

#### 認知症地域支援推進員

認知症の人と家族の相談を受けています。

● 認知症に関する個別相談会 専門医による相談会、年3回開催

● 認知症に関するサービス、活動の情報（認知症ケアパス） 町のホームページに掲載しています。

問い合わせ先 町福祉課 TEL.62-0301

#### 認知症サポーター養成講座（認知症高齢者対策の推進）

**対象者** 町内会などの地区の集まり、学校、職場、有志の集まりなど **会場** 地域の集会所など、申し込みのあった場所に講師を派遣します。

**内容** 認知症の症状の予防、認知症の人への対応の仕方など基礎知識を分かりやすく学びます。

問い合わせ先 町福祉課 TEL.62-0301

#### 認知症カフェ（カフェオレンジ）

**対象者** 認知症の人を介護されている家族、認知症のご本人、その支援者、どなたでも **会場** オレンジハウス

**開催日時** 毎月第2土曜日 午後1時～午後3時  
毎月第4金曜日 午前9時30分～午前11時30分 **負担金** 飲み物代 1人100円

問い合わせ先 町福祉課 TEL.62-0301

#### 認知症初期集中支援チーム

認知症の早期診断・早期対応、認知症高齢者の家族に対する支援など、認知症高齢者の一人ひとりの状態に応じた支援体制づくりを短期（最長6か月間）集中的にします。

問い合わせ先 町福祉課 TEL.62-0301

### ● 支え合い事業

#### 夢ハウス事業

**対象者** 身体介護が必要でない、認知症状のある方 **会場** 大崎地区の空き家「夢ハウス」

**内容** 送迎、血圧測定、昼食、スタッフと趣味活動を行うなどプログラムにじばられない自宅にいるような支援を行います。 **利用料** 1回 1,450円

問い合わせ先 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

#### ふれあいサロン事業

**対象者** 閉じこもりがちな高齢者や、地域住民、どなたでも **会場** 地域の集会所など

**内容** サロンスタッフと一緒にレクリエーションや趣味活動を行います。 **利用料** 必要な時のみ材料代程度

問い合わせ先 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

## 高齢者の見守り・介護を支えるサービス



#### よってみんなさい屋事業

**対象者** どなたでも **会場** 大崎老人福祉センター「すまいる一む」

**内容** 家庭的な雰囲気の中で、やりたいことを楽しみます。 **利用料** 必要な時のみ材料代程度

問い合わせ先 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

#### かみじまネット（住民参加型在宅福祉サービス事業）

互いに支え合う在宅サービスとして、できる人ができる時に、日常生活上困っている人などへの軽易な支援を行います。

**対象者** 町内にお住まいの方 **利用料** 30分300円

**内容** 公的サービスでの対応が困難な日常生活上必要な支援を行います。

問い合わせ先 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

#### 寄り添いパートナー

身体機能、認知機能が低下した住民に、見守りや日常生活支援、心理的支援が必要な状況が生じたときに、その人のそばに寄り添い、支援します。

問い合わせ先 町福祉課 TEL.62-0301

### ● 権利擁護事業

#### 成年後見制度利用支援事業

**対象者** 65歳以上の高齢者又は40歳以上65歳未満であって要介護（要支援）の認定を受けている方、知的障がい者及び精神障がい者で、成年後見を利用する本人に2親等以内の親族がいない等、親族等による審判の申立ができない場合

**助成額** 成年被後見人が審判に要する費用及び成年後見人等に報酬を支払う能力がない場合は、その費用を助成します。

問い合わせ先 大崎上島町地域包括支援センター TEL.67-0022  
町福祉課 TEL.62-0301

#### 福祉サービス利用援助事業（かけはし）

**対象者** 認知症や障害などによって、自分1人で福祉サービスの利用などを決めることに不安がある人や、日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人など

**利用料** ①福祉サービスの利用手続きのお手伝い 1,500円/1回  
②生活に必要なお金の出し入れのお手伝い 1,500円/1回  
③通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり 1,500円/1か月

問い合わせ先 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

#### 法人後見事業

**対象者** 認知症の方や知的障がい、精神障がいのある方で、自分一人で判断が十分にできなくなり、財産管理や生活全般に支援が必要な方

**内容** 成年後見制度の利用に関わるご相談をお受けいたします。また、家庭裁判所により、社協が後見人等に選任された場合、職員が専門的な立場から生活の支援を行います。

問い合わせ先 大崎上島町社会福祉協議会 TEL.62-1718

# 大崎上島町内の介護サービス事業者一覧

(2024年3月31日現在)

マップ番号	事業所の名称	サービスの種類	所在地	電話番号	開設法人の名称	
①	大崎上島町社協 居宅介護支援事業所	居宅介護支援	木江5-9	62-1255	社会福祉法人 大崎上島町 社会福祉協議会	
②	居宅介護支援事業所おおさき	居宅介護支援	中野5522-36	67-5030	社会福祉法人 大崎福社会	
③	ヘルパーステーションおおさき	訪問介護	中野5522-36	67-5005		
④	訪問看護ステーションおおさき	訪問看護	中野5522-36	67-5006		
⑤	大崎荘デイサービスセンター	通所介護	沖浦1539-1	63-1112		
⑥	大崎美浜荘デイサービスセンター		大串3032-1	67-5112		
⑦	大崎荘短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	沖浦1539-1	63-1112		
⑧	大崎美浜荘短期入所生活介護事業所		大串3032-1	67-5112		
⑨	特別養護老人ホーム大崎荘	短期入所生活介護 介護老人福祉施設	沖浦1539-1	63-1112		
⑩	特別養護老人ホーム大崎美浜荘		大串3032-1	67-5112		
⑪	みゆき居宅介護支援事業所	居宅介護支援	東野2701	65-3980		社会福祉法人 ひがしの会
⑫	ホームヘルプステーションひがしの	訪問介護	東野2701	65-3980		
⑬	特別養護老人ホームみゆき	通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設	東野2701	65-3980		
⑭	グループホーム瀬戸美	認知症対応型共同生活 介護	東野2727-1	67-3306		
⑮	グループホームきんせん花	認知症対応型共同生活 介護	木江5017	67-0107		
⑯	岡本金物店	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	中野1841-11	64-2166	合資会社オカモト	
⑰	ヘルパーステーションはちみつ	訪問介護	中野5522-6	62-3520	株式会社 Bee-Hive	

## 高齢者の介護、健康、暮らしなどの心配事や相談の窓口一覧

マップ番号	事業所の名称	所在地	電話番号	FAX 番号
①	大崎上島町地域包括支援センター	木江5-9	67-0022	62-0816
②	在宅介護支援センターおおさき	中野5522-36	67-5030	67-5031
⑪	在宅介護支援センターみゆき	東野2701	65-3980	65-3972

# 事業者マップ

